

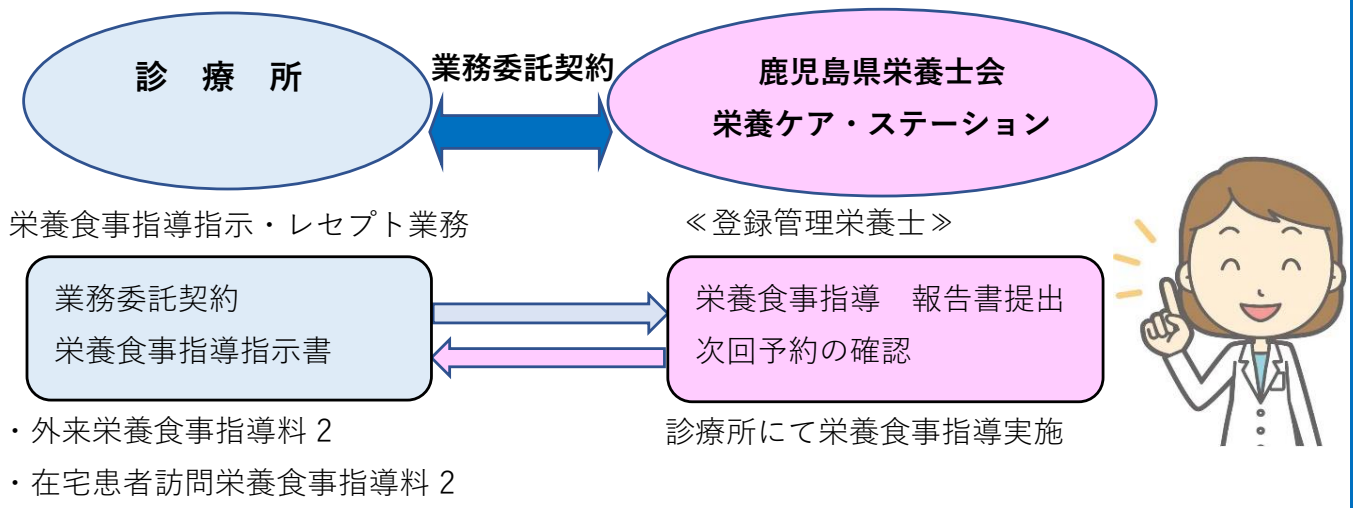
診療所の皆様

栄養食事指導を バックアップします

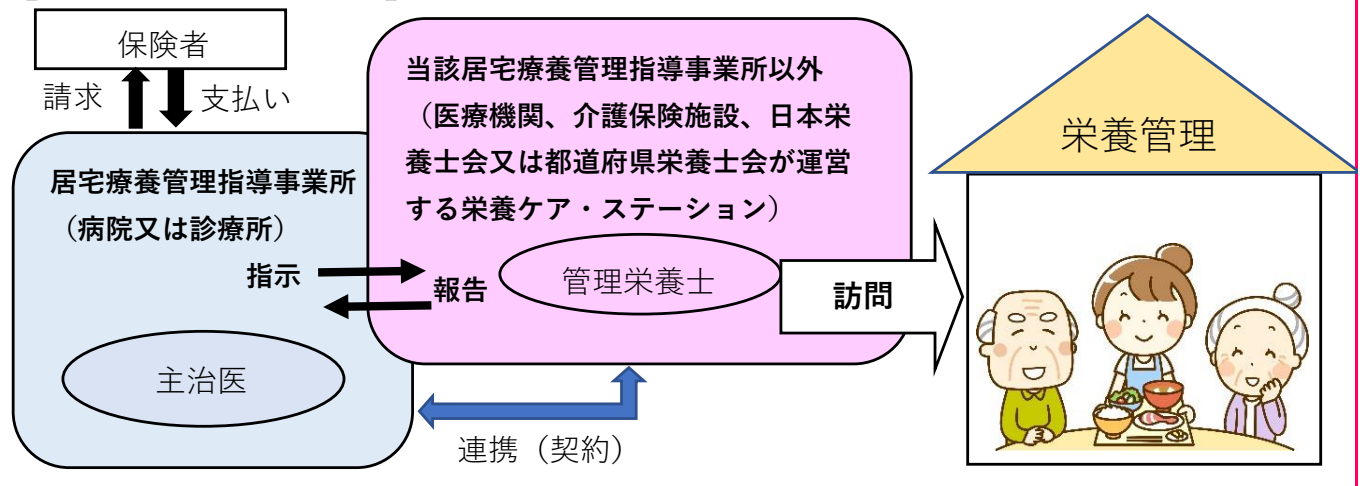
公益社団法人鹿児島県栄養士会栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

★診療所における外来栄養食事指導料2, 在宅患者訪問栄養食事指導料2, 管理栄養士による居宅療養管理指導費IIについて、当該医療機関、当該居宅療養管理指導事業所以外（他の保険医療機関、または栄養ケア・ステーション）の管理栄養士が栄養食事指導を行う場合

【外来栄養食事指導料2・在宅患者訪問栄養指導料2】



【居宅療養管理指導費II】



出典：令和3年度介護報酬改定（栄養関連）の概要について 厚生労働省老健局老人保健課資料

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人鹿児島県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても介護報酬・診療報酬は請求できませんのでご注意ください。

「お問い合わせ先」
公益社団法人 鹿児島県栄養士会
栄養ケア・ステーション まで

〒890-0056
鹿児島市下荒田一丁目36-1
TEL 099-256-1216
FAX 099-256-1217
携帯 080-7835-0607
E-mail cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp



管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 鹿児島県栄養士会 栄養ケア・ステーション

※ 次のような手順があります。

1 業務委託契約

栄養ケア・ステーションへ「依頼申込書」（※栄養士会ホームページをご覧ください）を、FAX・E-mailで送るか、またはお電話ください。ご依頼内容をお伺いして、ご説明させていただきます。

2 栄養食事指導の依頼

栄養食事指導を行う際は、「業務依頼申込書」と「栄養食事指導依頼書（医師の指示内容まで）」を栄養ケア・ステーションまでお送りください。指導希望日2週間前までにご提出をお願いしておりますが、お急ぎの場合はお申し出ください。

3 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせします。その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

4 指導当日

* 外来の場合は、担当管理栄養士が貴院にお伺いします。カルテ等のご準備をお願いいたします。
* 訪問栄養食事指導・居宅療養管理指導の場合は、直接居宅にお伺いいたします。

5 業務委託費用の精算

毎月末日締め後、請求書を郵送いたします。請求書に記載された指定口座に15日頃までに振込みをお願いいたします。振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元さままでのご負担をお願いしております。



「栄養ケア・ステーションは地域での栄養ケア活動に貢献します。」